

短期金融市場年表

1962年(昭和37年)	11.1	短資協会設立
	11.1	日銀いわゆる新金融調節方式(貸出限度額適用制度、債券買入および売戻手続を実施)
	11.16	コールの標準レートを廃止
	11.30	全銀協コール自粛レートを1厘引下げ(最高2銭2厘)
1963年(昭和38年)	3.25	全銀協、コール自粛レートを1厘引下げ(最高2銭1厘)
	4.25	全銀協、コール自粛レートを1厘引下げ(最高2銭)
	9.1	短資協会、金融団体協議会のメンバーとなる
1964年(昭和39年)	3.23	全銀協、コール自粛レートを2厘引上げ(最高2銭2厘)
	10.27	日銀、短資会社に一般貸出を実行(320億円)
1965年(昭和40年)	1.4	日銀、小切手の様式横書化実施
	1.14	全銀協、コール自粛レートを1厘引下げ(最高2銭1厘)
	4.8	全銀協、コール自粛レートを1厘引下げ(最高2銭)
	6.30	全銀協、コール自粛レートを1厘引下げ(最高1銭9厘)
	12.11	全銀協、短資会社に対し銀行統一手形用紙の特例を承認
2.14	日銀、短資会社に対し並手担保貸付を実施(160億円)	
1966年(昭和41年)	1.4	日銀、短資会社に対し所有政府短期証券の買戻条件付売却を実施
1967年(昭和42年)	6.1	短資会社、印紙税法(旧法の全面改正)施行に伴い、大蔵省告示第70号をもって、印紙税法上の金融機関に指定される
	9.21	全銀協、コールレートの最高限度の申合せを廃止
	2.31	年末日(日)臨時営業を実施
1969年(昭和44年)	9.11	コールレート年利建移行(取引レート刻み幅0.125%)
	1.17	日銀、「短資取引担保債券預り証書制度」を創設
1971年(昭和46年)	5.20	手形売買市場発足(2~3ヵ月物、取引レートの刻み幅0.125%)、コール2ヵ月以上物廃止
	8.10	短資協会、「欧米主要国の短資市場」発刊
	8.19	日銀、売出手形制度を実施(対象:短資会社、金融機関)
	9.25	手形売買市場に4ヵ月物手形を導入
	12.20	東京外国為替市場閉鎖(21日再開)
1972年(昭和47年)	2.21	手形売買市場における手形の期間について山越え方式を導入
	4.17	東京ドル・コール市場発足
	5.8	日銀、手形売買市場向けの売出手形売却を実施
	6.1	月越物コール取引を廃止
	6.1	コール取引担保について正常化措置を推進
	6.9	日銀、手形オペレーションの実施を決定(23日初の手形買オペ実施)
	12.31	年末日曜日、金融機関・短資会社はじめて休業

1973年(昭和48年)	2. 10 3. 2 3. 10 11. 21	ドル売り激化から東京外国為替市場閉鎖(14日再開) 欧州外国為替市場閉鎖に伴い東京外国為替市場閉鎖(19日再開) 東京外国為替市場土曜日休日制実施 手形売買市場における円建期限付輸出入手形の売買開始
1974年(昭和49年)	1. 21	東京外国為替市場閉鎖(23日再開)
1975年(昭和50年)	4. 16	短資会社、コールレートに関しては申合せ等は一切行わないことを再確認
1976年(昭和51年)	5. 20 11. 1	手形売買市場における円建期限付輸出手形に表紙手形方式を導入 手形売買市場における円建期限付輸入手形に表紙手形方式を導入
1978年(昭和53年)	6. 1 6. 5 10. 16 11. 27 12. 4	日銀、市場関係者に対し市場レートの弾力化方針について説明 手形売買市場における手形の転売買取引開始 コール市場に7日物コール取引を導入 手形売買市場に1ヵ月物手形を導入 公社債流通金融にかかる証券会社支払手形、コール取引担保適格となる
1979年(昭和54年)	4. 2 5. 16 10. 16 10. 20	コールレートの建値廃止(コールレート自由化)。翌日物コール取引を廃止、新無条件物、2~6日コールを新設 CD(譲渡性預金)市場創設。当社は流通取扱を開始し、現先取引手法を開発 手形売買市場金利を全面自由化 日銀、公社債流通金融担保登録公社債代用証書制度創設
1980年(昭和55年)	4. - 10. 16 11. -	都銀の売現先自由化 手形売買市場における期間を山越え方式から順月方式に変更 証券会社のコールローン取り入れ容認
1981年(昭和56年)	3. 27 4. 14 4. -	割引国債、コール取引担保適格となる 日銀、所有政府短期証券の対市中売却(対象先:短資会社、農中、全信連)を決定(5月開始) 都銀のコールローン放出、買い現先容認
1984年(昭和59年)	6. -	円転規制撤廃
1985年(昭和60年)	2. 1 3. - 6. 1 6. 17 7. 29	東京外国為替市場において為銀間の円ドル取引のダイレクト・ディーリング、海外市場とのインターナショナル・ブローキング開始 日銀、手形売買市場における都銀の手形買入を容認(これによりコール・手形売買市場における両建全面自由化) 円建BA(銀行引受手形)市場発足。短資会社、BAの流通取扱を開始 手形売買市場に5、6ヵ月月物を新設 コール市場に無担保コール取引(オーバーナイト物、7日物)を導入

	<p>8. 23 有担保コール取引に2・3週間物を新設</p> <p>9. 17 無担保コール取引に2・3週間物を新設</p> <p>10. 15 大口定期預金の金利の自由化に伴い、短資会社、インターバンク預金取引の媒介業務を開始</p> <p>12. 28 大蔵省、短資会社の政府短期証券現先売買を認可</p>
1986年（昭和61年）	<p>1. 8 日銀、政府短期証券の現先方式による対市中売却を開始</p> <p>3. 10 日銀、短資会社を介してのCD買オペを開始</p> <p>6. 11 短資会社、8月以降金融機関同様毎月第2・第3土曜日制実施を決定</p> <p>8. 29 無担保コール取引にウイークエンド物（週末越え）を新設</p> <p>12. 1 本邦オフショア市場発足（JOM）。短資会社、同市場にかかる取引の媒介業務開始</p>
1987年（昭和62年）	<p>7. 1 無担保コール取引に2～6日物を新設</p> <p>11. 20 国内CP市場創設。短資会社、流通取扱業務を開始</p>
1988年（昭和63年）	<p>10. 17 日本銀行金融ネットワークシステム（日銀ネット）による対外オンライン稼働</p> <p>10. 21 日銀、「短期金融市場の今後の運営について」を発表（新金融調節方式の導入）</p> <p>11. 1 有担保コール市場の1～3週間物を廃止（翌日物～6日物までに短期化）し、手形売買市場に1～3週間物を新設 無担保コール市場に1～6ヵ月物を新設 無担保コール市場及び手形売買市場における2週間以上の取引をオファー・ビッド方式に移行 日銀、期間1ヵ月未満の手形買オペを導入 都銀、無担保コールマネー取り入れ開始</p>
1989年（昭和64年）（平成元年）	<p>1. 6 日銀、現先方式によるCDオペを実施</p> <p>1. 17 無担保コール市場におけるオーバーナイト物から1週間物及び手形売買市場における1週間物及び手形売買市場における1週間物の取引をオファー・ビッド方式に移行</p> <p>1. 17 コール・手形売買市場の取引レートの刻み幅を1/16（0.0625%）から1/32（0.03125%）に縮小</p> <p>1. 23 短期資金市場取引協議会発足（都銀、短資等各業態代表機関の資金担当者で構成）</p> <p>2. — 金融機関の完全週休2日制実施</p> <p>4. 3 無担保コール市場及び手形売買市場物に7ヵ月～1年物を新設</p> <p>5. 19 日銀、短資会社からのCP買オペを実施</p> <p>6. — 短期金融市場研究会発足</p> <p>6. 30 短資会社、金融先物取引業の許可取得、取扱を開始</p> <p>8. — 日銀、手形オペ対象担保の事前受入れを導入</p>
1990年（平成2年）	<p>1. 10 日銀、TB現先買オペを開始</p> <p>6. — 短期金融市場研究会、「わが国短期金融市場の現状と課題」を公表</p> <p>7. 21 短資会社、TB（割引短期国庫債券）の売買業務を開始（6月28日、</p>

	1. 2 1 1 2. 4	大蔵大臣許可を取得) 有担保コール市場における取引をオファー・ビッド方式に移行(ただし、5億円未満の取引は短資会社呈示の気配レートによる) 日銀、「金融調節手段の整備等について」を公表(短期金融市場運営の見直し)
1991年(平成3年)	1. 1 0 1. 1 1 3. 1 5. 7 6. - 6. - 8. 1 1 1. 1 1 1. 2 5	手形売買取引担保として外貨表示手形・公社債を追加 日銀、手形買オペに従来の指値方式に加え、入札方式を導入 有担保コール取引担保としてドル建外貨手形を追加 日銀、社債等代用証券制度の見直しを実施(担保拡充措置) 日銀、金融機関の貸出増加額規制(窓口指導)廃止を決定 短期金融市場研究会フォローアップ会合、「わが国短期金融市場における最近の改善措置について」を公表 無担保コールの媒介手数料に大口割引制度導入 無担保コール1ヵ月以上物に先日付取引(スポット物)を新設 日銀ネットによるFB・TBオペ関連事務のオンライン処理開始
1992年(平成4年)	7. 1	手形売買市場に先日付取引(スポット物)を新設(1ヵ月以上物)
1993年(平成5年)	3. 1 3. 2 2 6. 1 6 1 2. 3 1	無担保コール、手形売買の先日付取引に1~3週間物を追加 全銀システムの同日決済化実施、短資取引の取扱い時間を為替決済時点まで延長。半日物取引拡充(夕半物新設) 証券取引法改正に伴い、短資会社、大蔵省に対しCP取扱のみなし認可にかかる届出書提出 金融機関の年末休業日(12月31日休業)を実施
1994年(平成6年)	2. 1 6 4. - 4. 1 5. 1 6 5. 2 6 1 0. 3 1 0. 1 7 1 1. - 1 2. 1 1 2. 5 1 2. 2 2	無担保コール・手形売買取引のうち、1ヵ月以上物について取引レート0.01%刻みを併用 日銀、手形オペ1ヵ月以上物についてレート刻み幅を0.01%のみに変更 短資会社、日本証券業協会に特別会員として加入 コール市場に「トムネ」取引を新設 日銀、手形売オペを入札方式で再開 FRA、FXA取引開始 無担保コール・手形売買取引のうち、1~3週間物について取引レート0.01%刻みを併用 日銀、手形オペ1~3週間物についてレート刻み幅を0.01%のみに変更 コール市場に「末初物」取引を新設 コール市場に「スポネ」「オッド物」取引を新設。コール・手形取引のスタート日、期間設定を完全に自由化 東京外国為替市場の取引時間自由化スタート(いわゆる24時間取引)
1995年(平成7年)	3. 3 1	日銀、円高・株安に対処し短期金利の低め誘導を実施。コールレート急低下し、無担保ON物は一時公定歩合(1.75%)を下回るレートが出現

	4. 26	短期金融市場取引活性化研究会（短取研）発足（短期資金市場取引協議会を衣替え）
	5. 16	短資協会発表の市場レート、中心レートから加重平均に変更
	6. 1	無担保コール及び有担保コールの1週間未満の取引レートにつき0.01%刻みを併用（すべてのコール・手形売買取引につき1/32%と0.01%の併用が実現）
	7. 7	日銀、当面の金融調節方針を発表（短期市場金利を公定歩合を下回る水準に誘導）
	7. 20	日銀、即日決済の入札式手形売りオペを導入
	9. 8	日銀、公定歩合を0.5%引下げ（年0.5%）、「短期市場金利は、平均的にみて、新公定歩合をやや下回って推移することを想定」とコメント
	9. 18	短資取引担保センター発足
	10. 16	無担保コールオーバーナイト物、有担保コール翌日物取引に24時間物を新設
	11. 16	全銀協、日本円TIBORの発表を開始
	12. 13	無担保コール・ON物金利0.10%に低下
1996年（平成8年）	4. 1	短資会社、レポ（現金担保付債券貸借）取引を開始
	10. 1	国債の「T+7日」ローリング決済開始
	12. 6	日銀、当座預金の即時決済（RTGS化）導入方針を発表（2000年実施目標）
1997年（平成9年）	10. 22	短取研において、1週間以上の有担保コール取引および1週間未満の手形売買取引を行うことで合意（11. 7実施）
	11. 3	三洋証券、会社更生法の適用申請
	11. 4	無担保コール初のデフォルト発生
	11. 17	北海道拓殖銀行、北洋銀行に事業譲渡を発表
	11. 24	山一証券、営業休止
	11. 26	三塚蔵相、松下日銀総裁、金融システム安定のためインターバンク取引等の安全確保に関する緊急談話を発表
	11. 26	日銀、レポオペ開始
1998年（平成10年）	2. 16	金融関連2法案（預金保険法改正・基金の設置・政府保証の拡充・債券の発行、金融機能の安定化のための緊急措置法・預保機構による優先株の引受等・金融危機管理業務）可決、成立（18日施行）
	2. 17	全銀協、ユーロ円TIBORの公表を決定（3月2日実施）
	4. 1	改正日本銀行法、施行 改正外為法施行
	4. 27	日銀ネット社債等DVPシステム稼働開始
	6. 8	大蔵省、「金融関係通達の見直しについて」および「金融監督等に当たっての留意事項について－事務ガイドライン－」を公表（通達382本、事務連絡等234本を廃止するとともに、行政運営上不可欠なものは省令・告示化）
	6. 12	日銀、「マーケット・オペレーションに係る透明性の向上について」を

	6. 1 9	公表、レポオペ対象先を見直し 大蔵省、「コマーシャルペーパー等の取扱いについて」を廃止（銀行C Pの発行解禁）
	6. 2 2	金融監督庁、発足
	7. 3 0	銀行間預金（円デポ）取引開始
	9. 4	日銀、「国債決済のR T G S化の枠組みについて」を公表
	9. 7	金融監督庁、「コンピュータ2000年問題への対応について」を公表
	10. 2 3	金融再生法等、金融機能早期健全化緊急措置法施行
	10. 2 3	政府、長銀の特別公的管理開始を決定
	11. 1 3	日銀、C Pオペの積極的活用（買入対象C Pを1年以内満期のものに拡大）、企業金融支援のための臨時貸出制度の創設、社債等を担保とするオペの導入を決定
	12. 1	保険契約者保護機構、投資者保護基金発足
	12. 1 3	政府、日債銀の特別公的管理開始を決定
	12. 1 5	金融再生委員会発足
	12. 1 5	日銀、T B・C Pオペ対象先公募等を発表
	12. 1 8	日銀、企業金融支援のための臨時貸出制度による第1回貸付を発表（21日実施）
	12. 2 2	大蔵省、「円の国際化の推進策について」を公表、日銀、「政府短期証券の市中公募入札発行について」を公表
1999年（平成11年）	2. 1 2	日銀、ゼロ金利実施（無担保コール・オーバーナイト物レートをできるだけ低めに推移するよう促す・・当初0.15%、その後徐々に一層の低下を促す）、社債担保オペ対象先公募等を発表
	2. 1 6	宮澤大蔵大臣、資産運用部による長期国債買入れ再開等を公表
	3. 4	無担保コール・オーバーナイト物、一時実質ゼロ金利に（0.02%での取引成立）
	3. 5	日銀、「政府短期証券（F B）の公募入札発行について」を公表
	3. 2 5	日銀、「短期国債の条件付売買基本要領」を制定
	4. 6	日銀、「コンピュータ2000年問題に関するコンティンジェンシー・プランの概要について」を公表
	9. 1 0	金融監督庁、「コンピュータ西暦2000年問題への対応について」を公表
	9. 2 1	日銀、「当面の金融政策運営に関する考え方」発表（追加緩和策の見送り、為替市場と金融政策、非不胎化策等について説明）
	9. 2 1	日銀、当預取引の相手方の債務の担保取扱等に関する基本方針を決定（資産担保債券を当分の間、社債等担保手形オペの担保に限って適格化するとともに、金融債、証券・証券金融C P、銀行C Pを不適格とした）
	9. 2 5	速水日銀総裁、G7で金融政策運営に関するステートメントを発表
	10. 2	預金保険機構第1回政府保証債の募集要項を発表
	10. 5	政府、2千円札発行を発表
	10. 1 3	日銀、当面の金融政策運営について「ゼロ金利政策」を継続し、金融市

	10.27	場調節手段の機能強化等を決定（短国アウトライト・オペの導入、レポオペ対象国債の拡大、年越え資金需要に対応した弾力的なオペの実施等）
	11.5	日銀、①短期国債売買基本要領、②資産担保債券（ABS）の適格基準、③米国国債の担保としての取扱いについて決定
	12.29	大蔵省・日銀、郵貯集中満期時における資金運用部の資金繰りにかかる対応方針について合意
	12.29	与党3党、ペイオフ解禁1年延期で合意
2000年（平成12年）	1.25	第1回5年利付国債発行
	2.14	日銀、金融調節関連情報の公表方式の見直しを発表
	3.15	大蔵省・日銀、資金運用部保有国債の売戻条件付買入の実施を発表
	4.24	大蔵省、資金運用部による国債売現先の入札を初めて実施
	4.27	日銀、RTGS化に伴う手形オペの方法の見直しを発表（短資経由方式から直接方式への変更、担保の共通化、本店買入と全店買入の導入等）
		改正預金保険法成立
	5.24	資金運用部資金法等改正法および郵便貯金法等改正法成立
	5.24	金融庁発足
	7.1	全銀協1週間物TIBORの公表を開始
	7.3	二千円札発行
	7.19	日銀、ゼロ金利政策を解除
	8.11	日銀、RTGS移行に伴う日中流動性供与の基本的枠組みを公表
	9.5	日銀、金融政策決定会合議事要旨および金融経済月報の公表早期化を決定
	9.8	ムーディーズ、日本国債を格下げ
	9.8	大蔵省、資金運用部による国債売現先取引拡大を発表
	9.14	日銀、「適格担保取扱基本要領」の制定等を決定（公定歩合を「基準割引率および基準貸付利率」として一本化）
	10.13	日銀、「『物価の安定』についての考え方」を公表
	10.17	日銀、RTGS化に伴う「日中当座貸越基本要領」「当座勘定（同時担保受払時決済口）基本要領」を制定
	10.31	日銀、「経済・物価の将来展望とリスク評価」を公表（初回）
	12.18	日銀、レポレートを集計結果を公表開始
2001年（平成13年）	1.4	日銀、当座預金決済および国債決済のRTGS化を実施
	1.4	新内国為替制度発足
	1.6	中央省庁等改革基本法および関連法施行（金融再生委員会廃止、金融庁新体制に移行）
	1.26	金融庁、都市銀行等の本体での信託業務解禁を決定
	2.9	日銀、公定歩合を引下げ（年0.35%、13日実施）、流動性供給方法の改善策（ロンバート型貸出の新設等）を決定
	2.22	S&P、日本国債の格付けを引下げ
	2.28	日銀、無担保コール・オーバーナイト物誘導レートの0.1%引下げ（年

		0.15%)、公定歩合の0.1%引下げ(年0.25%)を決定
	3. 1 5	財務省、財政融資資金証券の発行を決定
	3. 1 9	日銀、量的指標による金融緩和策への転換を決定(ゼロ金利復活)
	3. 2 3	東京生命、会社再生手続の開始を申請
	4. 1	三井住友銀行発足
	4. 2	三菱東京フィナンシャル・グループ、UFJホールディングス、札幌北洋ホールディングス設立
	4. 3	日銀、金融政策決定会合の運営方式見直し(4月以降 月初会合の2日間開催、「経済・物価の将来展望とリスク評価」を4、10月の2回目会合で審議決定のうえ、独立したレポートとして公表)
	4. 1 0	アイワイバンク銀行設立
	4. 2 4	日銀、国債決済のRTGS化に関する追加措置等の実施スケジュールを公表
	5. 1 8	日銀、金融市場調節の円滑化に向けた措置を決定
	5. 2 9	日銀、国債市場の流動性および金融調節の透明性を向上するための施策を発表
	6. 2 1	経済財政諮問会議、経済財政運営の基本方針をまとめる
	6. 2 8	日銀、補完貸出制度の一部見直しを決定
	7. 1	上田八木短資発足
	7. 1 1	日銀、補完貸出制度の貸付先承認の更新手続き等を発表
	8. 8	金融庁、「証券市場の構造改革プログラム」を公表
	8. 1 4	日銀、金融の量的緩和策拡大を決定
	9. 6	ムーディーズ、日本国債を格下げの方向で見直し
	9. 6	コールレートの刻み幅0.01%から0.001%に変更
	9. 1 1	S&P、日本の長期ソブリン格付のアウトルックを「ネガティブ」に変更
	9. 1 1	米国、同時多発テロ発生
	9. 1 8	日銀、金融市場調節方針の変更および公定歩合の引下げ等を決定
	1 0. 1 9	明治ドレスナー・アセットマネジメント、MMF元本割れへの対応を発表
	1 1. 2 2	大成火災海上保険、会社再生手続開始を申し立て
	1 1. 2 6	フィッチ、日本国債の格付けを引下げ
	1 1. 2 8	S&P、日本国債の格付けを引下げ
	1 1. 2 9	米国エンロン社経営破綻の影響によりMMFの元本割れが発生
	1 2. 4	ムーディーズ、日本国債の格付けを引下げ
	1 2. 1 2	大和銀ホールディングス設立
	1 2. 1 9	日銀、金融市場調節手段の拡充策等を決定
2 0 0 2年(平成1 4年)	1. 1 5	UFJ銀行、UFJ信託銀行、発足
	2. 1	三井トラスト・ホールディングス設立
	2. 8	金融庁、空売り規制の見直しを公表
	2. 2 8	日銀、追加金融緩和策を決定

	3. 1 1	日本承継銀行設立（3 / 1 9 金融庁認可）
	4. 1	ペイオフ解禁（決済性預金を除く）
	4. 1	みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行、発足
	4. 1 5	S & P、日本国債の格付けを引下げ
	5. 1 0	日銀、日銀ネットにおけるオンライン入力締切時刻の繰下げを発表（5 / 2 0 実施）
	5. 2 8	日本経団連、発足
	5. 3 1	ムーディーズ、円建て日本国債の格付けを2段階引下げ
	6. 1	つばさ証券、UFJキャピタルマーケット証券、合併（新商号：UFJ つばさ証券）
	6. 2 1	日銀、社債等振替法に基づく新しい国債振替決済への移行方針を決定
	7. 1	安田火災海上保険（株）と日産火災海上保険（株）が合併（新商号：（株）損害保険ジャパン）
	7. 1 0	金融庁、「地域金融機関を中心とした合併等を促進する施策について」を公表
	7. 2 4	日本郵政公社法等、成立
	7. 2 6	金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律施行令・施行規則、公布
	8. 2	財務省、一万円・五千円・千円札の改札について発表
	8. 2 9	金融庁、「地域金融機関の合併等促進策について」を公表
	8. 3 1	銀行等の生保窓販に関する「保険業法施行規則及び銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等」公布
	9. 1	三菱東京フィナンシャル・グループ4証券会社、合併（新商号：三菱証券）
	9. 9	外為取引の新決済システム（CLS 決済システム）稼動
	9. 1 8	日銀、新現先方式によるオペレーションを導入すると発表
	9. 2 0	10年利付国債の競争入札、初めて未達となる
	1 0. 7	金融担当大臣、ペイオフ解禁の2年間延長を決定
	1 0. 1 1	日銀、銀行が保有する株式の買い入れ等を決定
	1 0. 3 0	日銀、金融政策決定会合において、金融市場調節方針の変更を決定
	1 1. 1 3	財務省、国債のストリップス債の商品設計を公表
	1 1. 2 9	日銀、銀行保有株式の買取りを開始
	1 2. 2	三井住友銀行などの持株会社「三井住友フィナンシャルグループ」発足
	1 2. 1 7	日銀、金融政策決定会合で企業金融円滑化策を決定
2 0 0 3 年（平成 1 5 年）	1. 8	みずほホールディングス、みずほフィナンシャルグループを設立
	1. 1 4	日本証券クリアリング機構、業務開始
	1. 2 4	コール市場で初のマイナス金利取引が成立
	1. 2 7	日銀、社債等振替法に基づく新しい国債振替決済制度の運営を開始
	2. 3	財務省、個人向け国債募集開始
	2. 7	日銀、日本郵政公社との当座預金取引を承認（開始および考査を含めた諸契約の締結は4/1 予定）

	3. 1	りそな銀行・埼玉りそな銀行、発足
	3. 1 2	みずほ信託銀行とみずほアセット信託銀行、合併（新商号：みずほ信託銀行）
	3. 1 7	三井住友銀行・わかしお銀行、合併（新商号：三井住友銀行）
	3. 2 0	日銀福井新総裁、武藤・岩田新副総裁就任
	3. 2 5	日銀、銀行保有株式の買入上限引き上げを決定
	3. 2 8	東京海上・日動火災、合併を公表
	3. 3 1	証券保管振替機構、電子C Pの振替開始
	4. 1	日本郵政公社、発足
	4. 1	預金保険機構、預金保険料率を変更
	4. 1	関東銀行・つくば銀行、合併（新商号：関東つくば銀行）
	4. 1	親和銀行・九州銀行、合併（新商号：親和銀行）
	4. 1	明光ナショナル証券・さくらフレンド証券、合併（新商号：SMBC フレンド証券）
	4. 8	日銀、資産担保証券の買入れを検討すると発表
	4. 1 6	産業再生機構、設立
	4. 3 0	日銀、産業再生機構に対する証書貸付債権を適格担保化
	5. 1 5	日銀、法定準備金積み増しの認可申請
	5. 1 7	政府、りそな銀行に対して預金保険法に基づく資本増強の必要性を認定
	5. 2 3	東京都、新銀行の創設構想を発表
	5. 2 3	北陸銀行・北海道銀行、持ち株会社方式による経営統合で基本合意
	6. 1 1	日銀、CPの売戻条件付買入の基本要領等を一部改正
	6. 1 1	日銀、「資産担保証券の買入とその考え方について」を公表
	6. 2 5	日銀、「資産担保証券買入基本要領」等を制定
	6. 2 7	金融庁、りそなホールディングス、りそな銀行の事業再構築計画を認定
	6. 3 0	金融庁、「公的資金による資本増強行（地域銀行等）に対するガバナンスの強化について」を公表
	5. 3 0	りそな銀行、公的資金の払い込みが完了
	7. 2 8	金融審議会が金融再生への公的資金活用など3報告書を作成
	8. 7	金融庁が公的資金の資本注入を受けている23銀行・グループの経営健全化計画の達成状況を発表
	1 2. 2 5	経営破綻した旧山一証券への日銀特別融資1140億円が回収不能の見通し、戦後初の焦げ付き
2004年（平成16年）	1. 1 9	竹中平蔵経済財政・金融担当相が1月の月例経済報告を提出、景気の基調判断で3年ぶりに「回復」盛り込む
	1. 2 0	日銀が政策委員会・金融政策決定会合で当座預金残高を30-35兆円に引き上げる追加的な金融緩和を決定
	7. 1 6	三菱東京フィナンシャル・グループがUFJグループと経営統合すると発表
	1 2. 1 2	ジャスダック証券取引所が取引所業務を開始
2005年（平成	5. 2 0	日銀金融政策決定会合で当座預金残高が誘導目標の一時的な30兆円

17年)	6. 2	割れ容認を決定 日銀の当座預金残高が30兆円を初めて割り込む
2006年(平成18年)	2. 9	日銀が政策委員会・金融政策決定会合で量的緩和政策の解除を決定
	7. 14	日銀がゼロ金利政策を解除。短期金利の誘導目標を年0.25%に、基準貸付利率も0.4%に引き上げ
	10. 12	政府が月例経済報告で「景気は回復している」との判断を維持。景気拡大局面は戦後最長のいざなぎ景気に並ぶ57ヶ月目に
2007年(平成19年)	1. 10	みずほ証券と新光証券が2008年1月をメドに合併すると発表
	1. 31	東京証券取引所と米NYSEグループが商品の相互上場など業務提携で合意
	2. 21	日銀金融政策決定会合で短期金利の誘導目標を0.25%引き上げ0.5%に、基準貸付金利を0.75%とすることを決定
2008年(平成20年)	9. 15	米リーマン証券が破綻
	9. 16	米政府、FRBがAIGを事実上の公的管理に
	9. 18	日銀は「米ドル資金供給オペレーション」の導入を決定
	9. 25	米貯蓄貸付組合最大手ワシントン・ミューチュアルが破綻
	9. 28	ベネルクス3国が金融大手フォルティスの事実上国有化を発表
	9. 29	米下院、金融安定化法案を否決
	10. 1	米上院、金融安定化法修正案を可決
	10. 3	米下院、修正案を可決、成立
	10. 8	米欧6中央銀行が協調利下げ
	10. 8	英、主要行への公的資本注入を発表
	10. 10	大和生命破綻
	10. 10	ワシントンでG7、行動計画を発表
	10. 12	ユーロ圏15カ国首脳会議
	10. 13	欧州各国が資本注入を発表
	10. 14	米、大手9金融機関への資本注入発表
	10. 16	G8首脳が緊急声明
	10. 31	日銀金融政策決定会合で短期金利の誘導目標を0.3%に、基準貸付金利を0.50%とする利下げ、日銀当座預金の超過準備に0.1%の付利をする補完当座預金制度の導入を決定